

裁決書

審査請求人〇〇〇〇が令和3年4月22日に提起した処分庁大阪市長による生活困窮者自立支援法第6条第1項の規定に基づく生活困窮者住居確保給付金不支給決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

本件は、大阪市長（以下「処分庁」という。）が、生活困窮者自立支援法第6条第1項の規定に基づき令和2年12月28日付けで行った生活困窮者住居確保給付金支給決定の処分の名宛人である審査請求人の令和3年3月1日付けの生活困窮者住居確保給付金支給期間延長申請に対して、同年4月5日付けで行った同項の規定による生活困窮者住居確保給付金不支給決定（以下「本件処分」という。）に対して、審査請求人が、本件処分は、審査請求人においては支給要件に該当しているにもかかわらずなされた決定である等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

第2 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

(1) 生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）

ア 法第3条第1項は、「この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。」と規定する。

イ 法第3条第3項は、「この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。」と規定する。

ウ 法第6条第1項は、「都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第3条第3項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。」と規定する。

エ 法第6条第2項は、「前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定め

る。」と規定する。

(2) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。）

ア 規則第 3 条は、次のとおり規定する。

「法第 3 条第 3 項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合
- 二 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等程度の状況にある場合」

イ 規則第 10 条は、次のとおり規定する。

「法第 6 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。

イ 離職の場合又は第 3 条第 1 号に規定する場合 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下この条、次条、第 12 条第 1 項、附則第 4 条第 2 項及び附則第 5 条において「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して 2 年を経過していない者

ロ 第 3 条第 2 号に規定する場合 申請日の属する月において、第 3 条第 2 号に規定する状況にある者

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。

イ 離職の場合又は第 3 条第 1 号に規定する場合 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者

ロ 第 3 条第 2 号に規定する場合 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者

三 申請日の属する月における当該生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の 1 月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること。

四 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に 6 を乗じて得た額（当該額が 100 万円を超える場合は 100 万円とする。）以下であること。

五 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが 6 月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。」

ウ 規則第 12 条第 1 項は、「都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者が、申請日において第十条各号のいずれにも該当する場合は、3 月間生活困窮者住居確保給付金を支給する。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が第 10 条各号（第 1 号を除く。）のいずれにも該当する場合であって、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、3 月ごとに 9 月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。」と規定

する。

エ 規則第 13 条は、「生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式第 1 号）に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、都道府県等に提出しなければならない。」と規定する。

オ 規則附則第 4 条第 1 項は、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第 1 項及び附則第 6 条において同じ。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第 3 条第 2 号に規定する場合における第 10 条第 5 号及び様式第 1 号（裏面）の適用については、第 10 条第 5 号中「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが 6 月以上の労働契約による就職を目指した求職活動」とあるのは「誠実かつ熱心に求職活動」と、様式第 1 号（裏面）中「受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動」とあるのは「受給中は、誠実かつ熱心に求職活動」とする。」と規定する。

(3) 「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について（社援発 0201 第 11 号令和 3 年 2 月 1 日）」の「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（令和 3 年 2 月 1 日第 9 版。以下「事務マニュアル」という。）及び大阪市住居確保給付金事務取扱要領（令和 3 年 2 月 1 日改正。以下「事務取扱要領」という。）

ア 地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知されている事務マニュアルに基づき、処分庁は事務取扱要領を定めている。以下、事務マニュアルにおける記載を挙げるが、〔 〕内の記載は、事務取扱要領において同じく記載されているもののうち、事務取扱要領において記載の内容が異なる部分を示すものである。

イ 事務マニュアル第 7、2、(2)〔事務取扱要領 2、(2)〕は、求職活動等要件として、次のとおり定める。

「①自治体〔自立相談支援機関〕は、支給対象者に対し、常用就職に向けた次のイ)～ハ)の求職活動等を行うことを指示するものとする。但し、則第 3 条第 2 号に該当する者については、ロ)ハ)を求めない。

イ) 月 4 回以上、自立相談支援機関の〔総合就職サポート事業の支援員から〕面接等の支援を受ける

ロ) 月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける

ハ) 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける」

ウ 事務マニュアル第 7、11、(1)〔事務取扱要領 11、(1)〕は、支給期間の延長について、次のとおり定める。

「住居確保給付金の支給期間は 3 月であるが、支給期間中に受給者が常用就職できなかった場合（常用就職したもの、収入基準額を超えない場合も含む）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であって、引き続き住居確保給付金の支給が就職の促進に必要であると認められる場合は、申請により、3 月の支給期間を 2 回まで延長及び再延長することができる。

なお、引き続き支給が必要と認められる場合とは、当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において、2(1)(②イを除く。)を充たしている場合とする。ただし、その支給額は延長等の申請時の収入に基づいて3(1)によって算出される金額とする。」

エ 事務マニュアル第7、11、(2)〔事務取扱い要領11、(2)〕は、支給期間の延長の手続について、次のとおり定める。

「受給者が支給期間を延長又は再延長を希望する際は、支給期間の最終の月の末日(10により中止される場合を除く。)までに『住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)』(様式1-2)を自立相談支援機関〔経由で区保健福祉センター〕に提出する。

自治体〔区保健福祉センター〕は、当該受給者が受給期間中に求職活動等を誠実かつ熱心に求職活動等を行っていたか、2(1)(②イを除く。)に定める支給要件に該当しているかを勘案の上、上記(1)による延長等の要件を満たすと判断された場合は延長等の決定を行い、当該受給者に『住居確保給付金支給決定通知書(期間(再)延長)』(様式7-2)を自立相談支援機関経由で交付する。」

- (4) 「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の活用について」(厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室令和2年3月9日事務連絡)は、求職活動要件について、次のとおり定める。

「三 生活困窮者自立支援法施行規則第10条第5項に基づく受給者の求職活動については、本日以降当面の間、地域における感染の状況や就職面接会等の中止、学校の休校による子の監護の必要性等を勘案し、自治体等が必要と認めたときには、『住居確保給付金の支給事務の取扱問答』問3-2①受給中に常用就職した場合を準用することとし、受給者の求職活動要件を以下のとおり緩和して差し支えない。

- ・月4回の自立相談支援機関への相談については、その実施方法については、面談が原則であるが、勤務状況や地域の感染状況等により来庁が困難な場合は、電話等の手段により状況を報告させるとともに、給与明細の郵送をもって収入の確認にかえることができる。
- ・『月2回以上の公共職業安定所の職業相談等』及び『週1回以上の応募又は面接』については回数を減ずる又は免ずることができる。」

- (5) 「生活困窮者自立支援事業における緊急事態宣言期間中の住居確保給付金支給にかかる求職活動等要件の緩和について」(福祉局生活福祉部生活困窮者支援担当課長令和2年4月16日通知)は、前記(4)を受けて、求職活動要件の緩和について、次のとおり定める。

「1 離職等によるものについては、『毎月2回以上、ハローワークの職業相談を受けること』『毎週1回以上、求職先へ応募するか、求人先の面接を受けること』については、当面の間においては免ずることとします。」

- (6) 「生活困窮者住居確保給付金の支給期間の延長に係る今後の就労支援等について」(厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室令和2年12月8日事務連絡)は、求職活動要件について、次のとおり定める。

「二 求職活動要件等について

規則第10条第5号における常用就職要件は、当面の間不要としておりましたが、現下

の状況が今後も一定期間継続することを前提に、受給者の生活再建を早期に図る必要があることから、今般、受給者の状態像に応じ、令和3年1月から下記（１）（２）に示す求職活動及び就労支援を実施していただくこと（中略）を受給の要件とします。

（１）当初（中略）の受給者の求職活動要件

イ）離職・廃業（規則第3条第1号）

①（省略）

②常用就職を目指す就職活動を行うこと

③月に1回以上の自立相談支援機関との面談等

④月に2回以上のハローワークにおける職業相談等

⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施

ロ）（省略）」

- （7）「住居確保給付金支給の支給期間の延長等の制度改正について」（福祉局生活福祉部生活困窮者支援担当課長令和2年12月18日事務連絡）」は、前記（6）を受けて、求職活動要件の一部変更について、

「1 住居確保給付金の支給月数の延長と求職活動要件等の変更内容について

（省略）なお、令和3年1月1日から新規申請者及び受給者が要件変更の対象となりますが、現在受給中の方については、（再・再々）延長の申請・決定時から要件の適用とします。

2～5（省略）

6 求職活動等について

『事務の手引き』Ⅴ住居確保給付金の支給決定時の事務の詳細、2支給決定通知書の交付(3)求職活動等①イ)～ホ)により行います。なお、総合就職サポート事業の利用を行わず、求職活動を行う受給者については、同項目の『総合就職サポート事業の支援員等』を『自立相談支援機関の支援員等』と読み替えてください。また、イ)の毎月4回以上の面接等は1回以上と読み替えてください。」と定め、さらに別添資料中においても、

「1 求職活動要件の変更のタイミング

・R3.1月以降、最初に到来する申請（新規）、延長、再延長、再々延長の決定のタイミングで順次、要件化する。」とされ、その例として、

「(例) R2.12月離職による新規申請→新規申請時は、R2.4.30～の取扱い／延長申請の決定時以降、R3.1.1～の取扱い」とされている。

- （8）「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（住居確保給付金の求職活動要件について）」（厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室令和3年1月7日事務連絡）は、生活困窮者自立支援法施行規則第10条第5号に基づく受給者の求職活動要件について、次のとおり定める。

「本日以降、緊急事態宣言が解除されるまでの間、地域における感染の状況や就職面接会等の中止や延期等を勘案し、自治体等が必要と認めたときには、『住居確保給付金支給事務の取扱問答』問3－2①『受給中に常用就職した場合』（ただし書き以降）を準用することとし、

再々延長期間中の受給者を含め、求職活動要件を以下のとおり緩和して差し支えありません。

- ・自立相談支援機関への相談については、勤務状況や地域の感染状況等により来庁が困難な場合は、電話やオンライン相談など、非対面による方法を検討していただくほか、従前のおり、改・参考様式9の活用により、状況を月1回報告させるとともに、給与明細の郵送をもって収入の確認に代えることができます。
- ・『月2回以上の公共職業安定所の職業相談等』及び『週1回以上の応募又は面接』については回数を減ずる又は免ずることができます。
- ・また、『月2回以上の公共職業安定所の職業相談等』については、できる限り公共職業安定所への来所によらない方法を推奨してください。」

(9)「緊急事態宣言発令に伴う生活困窮者自立支援事業の取扱いについて」(福祉局生活福祉部生活困窮者支援担当課長令和3年1月14日通知)は、前記(8)を受けて、求職活動要件について、「『月2回以上の公共職業安定所の職業相談等』及び『週1回以上の応募又は面接』については、不要とします。」と定めている。

(10)大阪市住居確保給付金事務取扱い要領に基づく事務の手引き(令和3年2月)VI、1、(2)、①は、求職活動要件が不足する者に対する指導等として、面接等及び求職活動等の回数の不足の場合には「面接の回数がVの2(3)②未満の場合、自立相談支援機関は受給者に対し、これらの求職活動等を促すとともに、システム入力締切日までに来庁するよう指示する。来庁時には職業相談票(参考様式6)及び就職活動状況報告書(参考様式7)を提出するようあわせて指示する。その際、受給者に対し、指示された日に来庁しない場合や求職活動等が誠実に行われていない場合は、住居確保給付金の支給が一旦保留されること、来庁を指示された月を経ても来庁しない場合には、保留した対象月以降の家賃相当分について支給中止となることを伝える。」とする。

(11)「住居確保給付金の申請受付及び受給期間中の確認事項に係る事務の取扱いについて」(福祉局生活福祉部生活困窮者支援担当課長令和2年6月4日通知)は、受給期間中における受給者への毎月の確認事項に関する取扱いのうち、月1回の自立相談支援機関の面談(求職活動等の状況報告)について、次のように定めている。

「・決定後の初月に関しては、申請時点で求職活動の意思確認を全件行っていることから、報告書の提出は求めますが、未提出であっても、『誠実かつ熱心に求職活動を行わない場合』に直ちに該当するものではないとします。

・2か月目以降も報告書の提出がない場合は、3か月目の報告の際に2か月分の状況を報告するよう促すものとし、3か月目においてもなお報告が全く無い場合には、『誠実かつ熱心に求職活動を行っていると言い難い』状況と考えます。

・3か月目の確認は、月末時点を期限としており、当月分の支給は既に済んでいる状況であるため、受給期間中にまったく報告がない場合、延長申請を認めないこととするが、当該受給期間において、不適正受給でない限り返還は求めないとの取扱いとします。」

2 処分内容及び理由

処分庁においては、本件処分の決定通知書によると、「住居確保給付金受給中の義務(毎月の

求職活動等報告)が提出期限内に行われていないため」という理由によって、令和3年3月1日付け審査請求人の申請に対して、生活困窮者住居確保給付金不支給決定をする旨の本件処分を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和3年4月22日、審査請求人は、行政不服審査法第2条に基づいて、本件処分に対する審査請求を行った。

令和3年6月24日、審理員が指名された。

令和3年8月4日、処分庁より弁明書が提出された。

令和4年8月17日、審理員が指名された(審理員交代による指名)。

令和4年10月26日、審理員より審理員意見書が提出された。

令和4年12月22日、審査庁より大阪市行政不服審査会に対し、主張書面を提出した。

令和5年1月25日、大阪市行政不服審査会において調査審議が行われた。

令和5年2月13日、審査庁より大阪市行政不服審査会に対し、主張書面を提出した。

令和5年3月2日、大阪市行政不服審査会において調査審議が行われた。

令和5年3月22日、審査庁より大阪市行政不服審査会に対し、主張書面を提出した。

令和5年3月23日、大阪市行政不服審査会において調査審議が行われた。

令和5年4月13日、審査庁より大阪市行政不服審査会に対し、主張書面を提出した。

令和5年4月20日、大阪市行政不服審査会において調査審議が行われた。

令和5年4月27日、大阪市行政不服審査会より答申書が交付された。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

受給期間中の求職活動状況等の報告については、実際の求職活動等に忙殺され提出を失念しており、提出遅延の瑕疵は認めるがコロナ禍による生活困窮状態にあり、給付金の受給要件に該当することを理由として、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁から審査請求人に対して、審査請求人は受給期間中に必要な求職活動等の報告を行っていないこと及びその事実確認のできる挙証資料の提出がなされていなかったことにより、給付金受給中の誠実な求職活動義務違反と判断し、本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと主張している。

第4 論点整理

離職を理由とする生活困窮者住居確保給付金の受給者による支給期間延長申請において、期間延長が認められるためには、その受給者における住居確保給付金の引き続きの支給が、当該受給者の就職促進に必要であると認められなくてはならず、その前提として、当該受給者については受給中における誠実かつ熱心に求職活動等を行うという求職活動要件が充足されていなければならない。

そこで、本件においては、審査請求人において、規則附則第4条第1項で読み替えられた同規

則第10条第5号の「誠実かつ熱心に求職活動を行うこと」（以下「求職活動要件」という。）に該当する事実を審査請求人において認めることができないとした処分庁の判断は妥当か否か、求職活動要件に該当する事実が審査請求人に認められるか否かを判断する必要がある。

第5 裁決の理由

1 認定した事実

本件審査請求については、次の(1)～(6)の事実が認められる。なお、事実記載の後ろの「【】」内には、当該事実についての証拠を記載している。

- (1) 令和2年12月4日、審査請求人は、離職を理由として、生活困窮者住居確保給付金の申請を行い【令和2年12月4日付け「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」】、処分庁は、令和2年12月28日付けで住居確保給付金支給の決定を行った【本件における審理関係人の主張の全趣旨より】。
- (2) 生活困窮者住居確保給付金支給申請書の裏面には「受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。」との記載があった【令和2年12月4日付け「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」】。
- (3) 令和2年12月28日から令和3年2月28日の期間、審査請求人から自立相談支援機関に対して、求職活動等状況報告書の提出は無かった【本件における審理関係人の主張の全趣旨より】。
- (4) 令和3年3月1日、審査請求人は、離職状態が継続していることを理由として、生活困窮者住居確保給付金支給期間延長申請を行った【令和3年3月1日付け「生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再／再々）延長）」】。
- (5) 審査請求人は、上記(4)の申請の際に、令和3年1月の求職活動、同年2月分の求職活動に係る求職活動状況報告書、を処分庁に提出し【1月分、2月分と記載された求職活動状況報告書】、あわせて審査請求人が作成した「生活困窮者住居確保給付金支援決定通知後求職活動状況報告書提出失念の件」という題で、「求職活動状況報告書提出義務の文面を読み落とし同報告書提出を失念してしまいました。」という内容を記載した文書を処分庁に提出した【令和3年3月1日付け審査請求人作成「生活困窮者住居確保給付金支援決定通知後求職活動状況報告書提出失念の件」】。
- (6) 審査請求人より、令和3年3月1日を過ぎても令和2年12月の求職活動に係る求職活動等状況報告書の提出は無かった（本件における審理関係人の主張の全趣旨より）。

2 論点に対する判断

処分庁が求職活動要件に該当するか否かを判断するためには、上記第2、1、(3)乃至(9)からすると、受給期間中において、受給者に、毎月1度、自立相談支援機関に対して各記載事項を充たした求職活動等状況報告書について報告期限までに提出させ、報告期限までに提出のあった求職活動等状況報告書の記載に基づいて、受給者が受給期間中において実際に求職活動を行っていることを確認する必要がある。

そして、この方法を採用している以上、受給者において提出ができないことを正当化するような特段の事情がなく求職活動等状況報告書の提出を行わない場合には、受給者が求職活動を行っ

ているという事実について認定の基礎とすべき客観的資料を処分庁は得ることができず、結果として、処分庁においては受給者が受給期間中において実際に求職活動を行っていることを確認することが出来ないと言わざるを得ない。

本件の記録上、審査請求人においては、令和2年当時の申請及び支給決定の際に、受給期間中において誠実かつ熱心に求職活動等を行う必要があることについて認識できなかったと言えるような特段の事情はうかがわれない。さらに、期間延長申請の際に処分庁に提出された「生活困窮者住居確保給付金支援決定通知後求職活動状況報告書提出失念の件」という審査請求人作成文書は、受給期間中において誠実かつ熱心に求職活動等を行う必要があることの認識を前提に作成されたものであると考えることが合理的である。そうすると、審査請求人において処分庁に対して求職活動等状況報告書の提出ができなかったことを正当化するような特段の事情も認められない。

以上から、本件において、審査請求人が求職活動を行っているという事実について認定の基礎とすべき客観的資料を処分庁は得ることができず、結果として、処分庁においては審査請求人が受給期間中において実際に求職活動を行っていることを確認することが出来ない結果、求職活動要件に該当する事実が審査請求人に認めることができないとした処分庁の判断が不合理とは言えない。

よって、審査請求人に対して、誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合にあたるとした処分庁の判断は妥当であり、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

第6 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年5月29日

審査庁 大阪市長 横山 英幸